

第11回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会

平成22年7月2日（金）

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長の瀬口でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、事務局より委員の交代につきましてご報告がございます。平成19年の第1回分科会より委員として本分科会にご出席いただいております後委員が、3月末をもちましてご退任されました。4月より、ご後任といたしまして公認会計士の中村里佳様に、新たに委員としてご就任をいただいております。

また、平成19年の第1回分科会より臨時委員として本分科会にご出席をいただいております吉野委員が、6月末をもちましてご退任されました。7月より、慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗様に、新たに臨時委員としてご就任をいただいております。なお、土居委員におかれましては本日は所用によりご欠席でございます。

次に、定足数でございますが、本日は分科会委員8名のうち5名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定めます会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

村本分科会長、浅見委員及び土居委員は本日はご欠席でございます。村本分科会長がご欠席のため、本日の議事進行につきましては分科会長代理の角委員にお願いしたいと思います。

次に、分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則によりまして、独立行政法人の業務の実績評価に係る案件以外は公開することとなっております。従いまして、本日の議事のうち、議事の1及び2は公開、議事の3及び4は非公開の扱いとなります。傍聴の方々につきましては、議事の3に入る前にご退席をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下のほうに配付資料一覧という形で記載をさせていただきますが、本体資料といたしまして

資料ナンバー 1 - 1 から資料 7 まで。参考資料につきましては参考資料 1 から参考資料 5 - 7 までの資料を本日お配りいたしております。資料に欠落等がございましたら事務局までお申し出ください。

なお、先ほど申し上げましたとおり、本日の議事の一部を非公開といたしますことから、資料につきましても一部非公開の扱いとさせていただきます。具体的には、配付資料のうちの資料 5、資料 6 - 1、資料 6 - 2、資料 7、以上の 4 点の資料につきましては委員限りの資料とさせていただきます。

それでは、国土交通省及び住宅金融支援機構の本日の出席者は、お手元の座席表のとおりでございます。

議事に入ります前に、国土交通省の川本住宅局長よりごあいさつをさせていただきます。

**【川本住宅局長】** 住宅局長の川本でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、本日の独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構の分科会にご出席を賜りまして、まず初めに御礼申し上げたいと思います。

本日の会議、支援機構の財務諸表と業務実績評価、これを中心にご議論いただきたいということでお願いをいたしております。後ほど、21 年度の業務実績の報告とそれに関します評価につきましてご説明をさせていただきます。ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、ご審議をいただければというふうに考えております。

支援機構をめぐるしましては、最近の状況ということでご報告させていただきたいと思いますが、2 点ございます。1 点は事業仕分けの関係でございまして、これも新聞の報道等でご案内のことと思いますが、4 月の末に住宅金融支援機構の業務につきましても仕分けの対象となりました。具体的な内容は直接融資に係る部分、これは事業者に対する融資と、それから賃貸住宅関連の融資、この 2 つでございまして、それから民間金融機関がローンを出す場合の融資保険、この業務、これが 2 つ目でございます。3 つ目には、支援機構が有しております出資金の扱いについて。この 3 つが仕分けの議論になったところでございませぬ。

結論的に申しますと、直接融資、融資保険については原則廃止。出資金については、不要な部分については返還を求めるという結論になったわけでございますが、この結論に対して、私ども、この仕分け結果というものを真摯に受けとめて事業の見直しを進めるということで現在も作業中でございますが、例えば直接融資、融資保険。実は新政権になりましてから経済対策で拡充をするということを一方でやっている最中でございまして、とり

わけ民間の金融機関の蛇口がかなり締まって、事業者向けの融資等は滞っておるという状況があって拡充したというところがございまして、そういったものの扱いにつきまして、政府でどうするのかということについてご議論いただいたところでございます。基本的に、経済対策の状況を見ながら、特に政策的な意義というものをもう1度見直しをして、真に必要なものに絞り込んだ格好にして再度整理をしてみてもどうかというご指示をいただいております。そういった方向で来年度の概算要求に向けて検討を進めているところでございます。また、出資金の見直しにつきましても、併せて必要額というものの精査を行うということといたしておるところでございます。これが仕分けの関係でございます。

2つ目が、支援機構の組織業務全体のあり方についてでございます。これにつきましては、本年1月から支援機構の主たる業務であります長期固定ローンの供給の支援——証券化業務でございますが、そのあり方に関する検討会というものを開催いたしまして、検討を進めて参りました。6月22日に最終回を行いまして、現在は委員会で報告書の取りまとめ作業というものを行っているところでございます。そこにおきましては基本的に、国民の住宅取得というものを支援するという観点からいいますと、現在の証券化支援業務の役割は非常に大きいということが確認をされております。その上で、そういった業務を行う組織としてどういうものがあるのかということにつきましては、市場に対する影響等も考えながら、よりガバナンスを高めるようなことをいろいろ考えたかどうかというようなご指摘をいただいたところでございまして、そういったご指摘も踏まえて報告書の整理をいただきまして、今後、政府のところで組織・業務の見直しについても取り組んでいくということにして参りたいと考えているところでございます。

独法につきましてはさまざまな形で、さまざまな場所で、いろいろなご議論をいただいているわけでございますが、この住宅金融支援機構の分科会、独法評価委員会の分科会におきましてもいろいろと専門的な見地からご議論をいただき、ご意見をいただければなどというふうに思っているところでございます。本日の議題を中心に、いろいろ貴重なご意見をいただければと思っておりますので、活発なご議論をお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

**【瀬口民間事業支援調整室長】** 次に、独立行政法人住宅金融支援機構の島田精一理事長よりごあいさつをさせていただきます。

**【島田理事長】** 本日は、委員の皆様方、大変ご多忙のところご参加くださりまして、心より御礼申し上げます。

私ども住宅金融支援機構は、ご存じのように平成19年に発足いたしまして、21年度は中期目標期間のちょうど3年目になったわけでございます。今年度は、そういうわけで4年目に入っているわけですが、今日は平成21年度の財務諸表、業務実績についてご報告させていただきます。

平成21年度に関しましては、これもご存じだと思いますが、政府の経済対策の一環として優良住宅取得支援制度、「フラット35S」と通称は言っておりますが、これの金利の引き下げという施策が行われた結果、フラット35の申請件数が非常に急速に増えたというようなイベントと申しますか、状況がございます。

今後、私どもといたしましては経営の効率化、透明性の高い経営を目指して、国民の皆様のご期待に応えられるような機能をぜひ果たしていきたいと考えている次第でございます。そのためにはさらに私どもの職員全員で、いろいろな問題点もまだ抱えておりますので、その問題点の改善にぜひ努めていきたいと思っております。

そういう意味で、今日ご出席の委員の皆様のご今後のご指導あるいはご鞭撻、よろしくお願いいたします。

以上で私の本日のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【瀬口民間事業支援調整室長】** 本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございますが、昨年同様、本日の分科会資料をはじめ議事録につきましても、委員にご確認をいただきました上で、議事要旨と併せて国土交通省のホームページに公表させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。ここからは角分科会長代理、よろしくお願いいたします。

**【角分科会長代理】** 角でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1から始めますけれども、本日の各議事項目の概要につきましては、事前に事務局より各委員の皆様にご説明されているというふうに伺っております。従って、時間の節約のために議事についてのご説明は簡潔に、ポイントを絞って行っていただくようお願いいたします。

それでは、まず議事1の「平成21年度財務諸表について」でございますけれども、国土交通大臣は財務諸表の承認に際しては評価委員会の意見を聞くというふうにされております。まず、その内容について住宅金融支援機構からご説明をお願いいたします。

**【住宅金融支援機構】** よろしくお願いいたします。

では、議事1の「平成21年度財務諸表について」ご説明させていただきます。お手元の資料1-1をご覧くださいと思います。

まず、1ページを開けていただきまして、平成21年度決算のポイントが6つほど書いてございます。まず1つ目、法人全体の当期総損失は、貸倒引当金繰入額の増加、抵当権移転登記引当金の新規計上——これは⑥でまた説明しますが——等により、対前年度比1,321億円増加し、1,468億円となっております。

2番目としまして、中期目標において、中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成することとされており、これは保証協会承継業務に係るものを除いた既往債権管理勘定以外の勘定についてでございますが、この勘定では12億円の当期総利益を計上し、前年度と比べて27億円ほど好転しております。これは、前年度に当期総損失を計上しました住宅融資保険勘定及び住宅資金貸付等業務経理において当年度は当期総利益を計上したことによるものでございます。

3番目の既往債権管理勘定の当期総損失でございますが、貸倒引当金繰入額の増加等により、対前年度比1,348億円増加し、1,445億円となっております。

4番目、法人全体の純資産でございますけれども、対前年度比3,427億円増加し、5,698億円となっております。これは中身的には、21年度中に、政府出資金4,956億円を受入れまして9,013億円となりましたが、しかし、このうち2,300億円につきましては「平成21年度第1次補正予算の執行の見直し」の閣議決定に基づきまして、平成22年度に国庫納付するという予定になっております。

5番目でございますけれども、21年度第2次補正予算におきまして、補助金を4,000億円ほどいただいております。当該補助金につきましては、当年度所要額は補助金等収益として収益化し、後年度負担分につきましては預り補助金等として計上しております。

①のところで申し上げました抵当権移転登記引当金の新規計上でございますけれども、⑥としまして、財務状況をより適切に反映させるため、住宅融資保険勘定以外の勘定において、公庫から承継した貸付金等に係る抵当権の機構への移転登記に必要な将来の支払見込額を一括して、法人全体で345億円ほど計上しております。

続きまして2ページ目でございます。平成21年度決算の総括表でございますので、こちらを見ていただきます。真ん中の平成21年度（B）というところで、黒い線で囲ってあるところが今年度の総括ということになっております。各これらの勘定については続いて説明いたしますので、全体的な話だけ申し上げます。真ん中、下から3行目のところに

法人全体という項がございます。当期総損失といたしましてトータル1,468億円を計上しております。しかし、既往債権管理勘定を除く法人全体としては22億円の当期総損失、さらに協会経理・既往債権管理勘定を除く法人全体としては12億円の黒字を計上したという格好になっております。これが総括、全体でございます。

続きまして、3ページ目でございます。法人全体の損益の状況ということでございます。先ほどの内容をもうちょっと詳しく言いますと、法人全体で貸付金等償却を2,013億円ほど実施しており、不良債権処理を進めたものの、経済状況の悪化による延滞債権の増加等に伴って貸倒引当金の繰入額、こちらが1,361億円増加したこと等により、経常損失は平成20年度に比しまして793億円増加し、1,247億円を計上したところでございます。

さらに、特別利益として保証料返還引当金戻入額等、特別損失として抵当権移転登記引当金繰入額等353億円を計上し、住宅資金貸付等勘定における団体信用生命保険等業務の運営に充てるための目的積立金取崩額を計上した結果、法人全体で1,468億円の当期総損失を計上しております。

これが法人全体の状況でございます。

続きまして4ページでございますが、証券化支援勘定全体の損益をあらわした状況となっております。セグメントが2つに分かれておりますので、これにつきましては次のページの5ページを見ていただきたいと思います。これが証券化支援勘定におけるセグメント別の損益の状況となっております。債権譲受業務（買取型）、それから債務保証等業務（保証型）と2つに分かれております。まず買取型でございます。経済状況の悪化等による延滞債権の増加に伴い、その他経常費用が増加したため、5億円の経常損失を計上しました。さらに、特別損失として抵当権移転登記引当金繰入額（12億円）、有形固定資産の処分損（8億円）——これは簿価が14億円で、実際に売却した額が6億円となっておりますので、差額の8億円を有形固定資産処分損として計上しております——トータル23億円を計上した結果、29億円の当期総損失を計上しております。

続きまして保証型でございますけれども、保険事故の増加に伴い保険引受費用を39億円計上したこと等により、当期総損失を29億円計上しております。

これが証券化支援勘定におけるセグメント別損益となっております。

続きまして、6ページ目でございます。住宅融資保険勘定の損益の状況となっております。保険事故が前年度に比べて減少したこと等により収入保険料、補助金等の収益が支払

保険金等の費用を上回ったことにより、損益は平成20年度に比べ36億円好転し、当期総利益20億円を計上しております。

これが住宅融資保険勘定の損益の状況でございます。

続きまして、7ページ、財形住宅資金貸付勘定の損益の状況でございます。財形勘定につきましては、貸付金残高は減少してきているものの、貸付金利息等の経常収益が債券利息等の経常費用を上回ったことにより、平成20年度とほぼ同水準の57億円の経常収益を計上しております。しかし、特別損失としまして抵当権移転登記引当金繰入額13億円を計上したこと等により、当期総利益は45億円となっております。

続きまして、8ページ目でございます。住宅資金貸付等勘定の損益の状況となっております。こちらにもセグメント別でございますので、申し訳ありませんが、9ページのほうの住宅資金貸付等勘定におけるセグメント別損益の状況、こちらのほうで説明させていただきたいと思っております。こちらは、住宅資金貸付等業務と保証協会承継業務の2つに分かれております。1つ目の住宅資金貸付等業務でございますけれども、賃貸住宅等の貸付金残高の積み上がりに伴い貸付金利息等の経常収益が債券利息等の経常費用を上回ったことにより経常利益を10億円計上し、特別損失の計上により当期総利益は6億円となっております。

続きまして、保証協会承継業務でございます。団信特約料の引き上げ等により団信収支が改善したことにより、経常損失は平成20年度に比べて155億円少ない100億円を計上しました。また、団体信用生命保険等業務の運営に充てるために目的積立金65億円を取り崩したこと等により、当期総損失は34億円となっております。

続きまして、10ページでございますが、参考としまして団体信用生命保険制度の収支の状況等というのを載せております。住宅ローンの直接融資の廃止等による加入者の平均年齢の上昇により収支が悪化しているということで、21年度の平均年齢が49.3歳と上がってきております。2つ目の・で、制度の安定的な運営のため、平成21年4月より特約料の水準の約27%引き上げを実際やっているということでございます。あと2つの・につきましては、先ほども言いましたように、平成21年度決算で65億円の損失を計上したため、目的積立金を65億円取り崩したということ。平成21年度末では3,214億円の目的積立金になったということでありまして、これが団体信用生命保険制度の収支の状況等でございます。

続きまして、11ページ、既往債権管理勘定の損益の状況でございます。貸付金償却を

1,440億円実施する等の不良債権処理を進めたものの、経済状況の悪化ということで延滞債権の増加等によって貸倒引当金繰入額が1,281億円増加しております。これに伴いまして、経常損失は1,199億円となっております。

さらに、特別利益としまして保証料返還引当金戻入額等69億円、特別損失としまして抵当権移転登記引当金繰入額315億円を計上した結果、1,445億円の当期総損失を計上しております。

続きまして12ページ、法人全体の資産の状況というところでございます。法人全体の資産の規模でございますけれども、全体で1兆8,125億円減少しております。主な原因としまして、買取債権が7,677億円増加する一方、既往債権の回収が進んだこと等により貸付金が4兆8,637億円減少したことによるものです。

未収財源措置予定額及び特別損失金は、政府補給金等の受入に伴い、それぞれ1,154億円、200億円減少しております。

貸倒引当金は、2,013億円の貸付金等償却を実施したものの、経済状況の悪化により延滞債権が増加したこと等のため、251億円の減少にとどまっております。

全体の資産でございますけれども、21年3月31日現在では合計で40兆7,955億円だったものが、今年、22年3月31日現在では合計で38兆9,830億円となり、減少になったということでございます。

続きまして、13ページでございます。法人全体の負債及び純資産の部の状況となっております。法人全体で負債規模は2兆1,552億円ほど減少しております。主な原因としましては、MBS発行等により債券が1兆638億円増加する一方、財政融資資金借入金の償還等により借入金が3兆6,590億円減少したことによるものです。

また、預り補助金等でございますが、第2次補正予算で4,000億円の補助金を受け入れたこと等により3,900億円ほど増加しています。

法人全体の純資産でございますけれども、政府出資金を21年度中に4,956億円受け入れたこと等により、対前年比3,427億円増加しました。しかし、うち2,300億円につきましては「平成21年度第1次補正予算の執行の見直し」に基づき、今年度中に国庫に返納する予定となっております。

下のほうの表でございますけれども、負債の部、21年3月31日現在、合計で40兆5,683億円、純資産の部で2,271億円だったものが、右側の表ですが、平成22年3月31日現在、負債の部合計では38兆4,131億円、純資産の部合計で5,698億

円となっております。

続きまして、14ページ目、法人全体のキャッシュ・フローの状況でございます。こちらにつきましては見ていただいたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、15ページでございます。経費の状況ということで、法人全体と、続きまして証券化支援勘定、こちらにつきましては簡単に説明します。

21年度の機構における経費、このうち固定費と変動費の比率というものを見ていただきます。表の一番右、21年度というところの真ん中辺に書いてございますが、固定費のところは273億3,000万ということで、全体での割合は48.8%。その下のほう、変動費でございますけど、286億9,600万円ということで、全体の51.2%となっております。

固定費のうち、給与、それから管理費用、システム経費等については、削減の取組を実施して減少してきています。しかし一方、重点配分しているフラット35の業務推進の経費のほか、金銭の支出を伴わない費用——減価償却費と退職給付引当金繰入額は増加しています。詳しい内容は細かく書いてございますので、説明については省略させていただきます。

変動費につきましては、債券発行に係る費用につきましては、手数料等の単価の引き下げを行っているところでありますけれども、フラット35の事業量が増加していることによつて、増加してきているということでございます。債権保全費につきましても、完済時における公庫名義から機構名義への抵当権移転登記の増加により、増加しているということでございます。

続きまして、経費の状況、証券化支援勘定でございます。こちらのほうも経費のところ、右側のところを見ていただきますと、21年度固定費は100億1,200万で、全体の74.3%。変動費計につきましては、34億6,300万円で25.7%となっております。固定費の100億のうち人件費は41億3,800万円。管理諸費の中に人件費で派遣とか嘱託、アシスタント、こういったものが4億1,000万円ほどありますので、全体で45.4%になっているという状況でございます。

固定費については、法人全体では給与、管理費用、システム経費等について削減を実施しているところでありますけれども、証券化支援勘定においては、人数の増、債権数の増加により増加または小幅な減少となっております。それから、重点配分しているフラット

35の業務推進のための経費、金銭の支出を伴わない費用については増加しているということになっています。

変動費につきましてですが、債券発行に係る費用につきまして、引受手数料等単価の引下げを行っているところでありますけど、フラット35の事業量の増加により増加している状況でございます。

続きまして17ページと18ページで、貸倒引当金繰入れの主な発生要因ということでございますけれども、こちらについては阿部理事のほうから説明をお願いしたいと思います。

**【住宅金融支援機構】** それでは、私からは貸倒引当金の主な発生要因ということで、17ページ、まず既往債権管理勘定でございます。

左のほうに20年度決算ということで書いてございます。これは貸借対照表上の貸倒引当金でございます、6,892億円というのが20年度決算でございます。債務者区分ごとの内訳はご覧のとおりでございます。そのうち21年度の貸付金償却、これが箱の中ほどでございます、1,440億円ということでございまして、この分を21年度の償却として取り崩したということでございます。21年度の決算でございますけれども、この分につきましては貸倒引当金として7,009億円、資産査定の結果、こういった結果になりました。

こういった状況でございますので、最終的に貸付金の償却の取り崩した分を含めて、新たに必要となる貸倒引当金として1,557億円ということで、損益計算書上の計上ということになった次第でございます。

その主な要因でございますが、ここでご覧いただきますように、新たな延滞の発生、それから既存の延滞債権の延滞の長期化、こういったものが1,610億円ということで全体の大勢を占めてございます。もちろん、貸出条件緩和実施に伴う増ということで金融円滑化対応、それから機構につきましては従前から貸出条件の緩和に積極的に的確に取り組んでございますが、この分の増加ということで50億円でございます。それから、既に貸出条件緩和をして実施しているものが正常に返済が行われるようになったという正常化、こういったものによる減というものもございます。事業債権についてはご覧のとおりでございます。

全体としては、やはり足下の20年度後半からのリーマンショック後の景気の低迷、雇用不安といったようなものが引当の増という形で21年決算上はね返ってきているという

状況かと思っております。

なお、脚注に返済条件の変更の適用件数ということで書いてございます。個人向け住宅ローンにつきましてでございますが、昨年度、20年度と比べまして26%増えた形になっております。我々としても積極的にこういった点について対応しているということでございまして、2番目の※につきましては金融円滑化に対応した取り組みでございます。数字は申込件数、3月末、前年度末の状況でございますが、執行状況ということで途中経過でございますが、7,876件ということで実行しているという状況でございます。

それと同様に、18ページが証券化支援勘定でございます。詳しくは省略をさせていただきますが、同様に21年度償却111億円を取り崩した後の引当金、損益計算書上は126億円ということで、新たに必要となる貸倒引当金を計上したところでございます。

主な要因といたしましては、やはり既往債権とほぼ同様の状況でございます。買取債権の残高自体が伸びているという要因で、絶対額、引当金全体額としては増えている状況ということが言えると考えております。

全体としては以上でございますが、ちょっとコメントさせていただきますと、既往債権管理勘定につきまして全体として、残高自体が減少しているという傾向があります。そういう意味では、基本的に貸倒引当金、こういったものの計上については19年度から20年度にかけてがそうだったように、基本的な方向としては減少していく方向に、私どもとしてはあるというふうに認識しております。

それから証券化支援勘定につきましては、やはり残高がかなり伸びてきておりますので、それに応じて、全体の額という意味では増えていくという傾向は否定できないと考えております。足元の景気状況、こういったものもございまして、機構としてはお客様への親身な返済相談を引き続き的確にやりまして、早い段階から延滞債権の削減、お客様との親身な相談、こういったものによって延滞の未然の防止あるいは長期化というものを防いでいきたいと思っております。これは引き続き、今年度しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**【委員】** どうもありがとうございました。ただいまの機構さんからのご説明についてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

**【委員】** 質問ではないし、だめもとなんですけど、こんなに政府がお金がないとおっしゃっているときなので、抵当権の移転登記の引当というのは、要するに抵当権を返済に伴って抹消するときに、前の公庫から機構に法人が変わったので名前を1回変えて抹消す

るといふ話なので、権利保全のために必要というよりは、最後に形だけ整えるという作業だと認識しています。

かつ、登録免許税とかで出てきている金だと、国庫にとって1度戻るのでいいような話ですが、かなりの金額が司法書士さんとかに支払われるものだというふうにも伺っております。司法書士はこんなものやらされて楽しいかという、恐らくそんなに司法書士さんも儲かっているわけではない仕事だと思いますので、だめもとですけど、これ何とかならないのかというのは1回言ってみて、政治家の方が、それはおまえ、だめだ、こんなことに法律につくるわけにはいかないとされたら払ったらいいと思いますけど、ちょっとした工夫で払わないで済むお金なので、なんとかならないのかなと思いました。

意見表明でございますが、だめもとでなんとか、一言でも言ってみたらどうかと思います。

**【委員】** 私も、〇〇委員がおっしゃったように、随分ばかにならない金額で、国家に収奪されているような気がいたします。ただ、これは機構さんがどうこうなるものでもありませんが、何かご意見なりお考えがあるなら、一言でもおっしゃってくださいと思いますけれども。

**【住宅金融支援機構】** 率直に、個人的な意見ですけども、本当にそのとおりだと思うんですけど。公認会計士の方から、これは引き当てたほうがいいというご指摘なので、それに対する反論といってもなかなか難しいので、まあ、何となく腑に落ちないながら、今回、こういう決算を引き当てたということなのでございますけれども。

**【委員】** 国土交通省の方に、政務官ぐらいに、こういう事実があるということぐらいはお伝えをして、そうかということで、まあいい、それはしょうがないだろうとなれば、それでいいと思うので。立法しない限り無理だと思いますので、報告を、ここの部分はやはりちょっとクローズアップしてご報告はなさったらどうかということでございますが。

**【事務局】** 〇〇委員から、事前ご説明の際に問題で1点ご指摘いただいておりますので、我々も他機関でまず、どういう状況かというのを確認をいたしました。今回は、これまで毎年毎年費用処理をしていたものを、将来係る費用だということであらかじめ引当金で計上するという計上処理をされた結果、大きな額になっておりますが、他機関の状況を確認いたしますと、例えば雇用能力開発機構ですと組織移転の際に一括して費用処理をしているといった例がございます。そのほかの、福祉医療機構ですとか都市再生機構、あるいは日本政策金融公庫、これらは毎年毎年、従前、支援機構がやっていたような方式で、

対象になったものについて費用だけして経理処理をしているようでございます。

いずれにしても、現状では、少なくとも事実としてはこれらの機関につきましては、組織変更に伴う名義換えに係る経費を費用立てをしているという状況でございます。

【委員】 いや、そういう問題じゃなくて。要するに、こんなものは抹消するだけの話なので、今の名前で抹消したからといって実害はないので。

多分、これ登記法の問題だと思いますが、登記法の中で特例を認めて、そのまま抹消すれば要らないお金なので、そもそも払わないでいいんじゃないかということを一応政治家には言って、そんなもの、おまえ、払うんだと。当時は独法いじめとか公庫いじめの中で、独法にするんだからそれは払うんだみたいな雰囲気の中で——私も記憶していますが、そんなこと言える状況じゃなかったんですけど、累積して三百何億になることは間違いないわけなので、それについて登記法上の特例を、1枚立法して通せば払わないで済むお金を、払うというご決断を国会の方はなさるのかということを一言だけ、民間の委員が言っていたと言っていたら、それでいいような話だと思うんですけど。

【事務局】 今日のこの評価委員会の議論ですね、今の点も含めて、主なポイントは政務のほうにこういうご指摘があったとお伝えしたいと思います。正直申しまして、すぐ立法できるかという、なかなかハードルは高そうですが、問題意識についてはきちんとお伝えするようにしたいと思います。

【委員】 いいですか、一言だけ。要するに、仕分けの議論なんかを聞いていても、我々、もう随分いろいろ時間をかけてこの機構のことを考えてお話をしてきている中で、極めて大ざっぱな作業がなされているように受ける部分もあるので、そこまでやってばっさり経費を切っていくという中で、やはりちりも積もればのことがいろいろあるはずだし、自分たちにステークのあることなのですから、そういう努力はなさったらいいと思うんですね。何かその辺が非常にアンバランスな気がいたしますので、こういう払わないでいいお金は払わない、これこそが経費の削減の第一歩じゃないかというふうに思いますので。別に皆さんに申し上げてもしょうがないんですけど、そういうふうに理不尽な思いを受けました。

【委員】 最終的には他の役所の所管法律に関わる話で。

【委員】 そうですね。いや、無理なのはわかります。

【委員】 ご意見ということでお伝えいただければと思います。

そのほかに。

【委員】 17ページでちょっとお尋ねしたいんですが。

貸倒引当金のところで、一番下のところに「正常先」というところがあると思うんですけど、これは条件変更を既にした人で、4年経ったら確か正常債権扱いにされると思うんですけども、それがこの中に、要は、返済額を下げたりとか条件変更を既にしていて、下がったままでずっと返済を4年間続けている人がこのところに入ってきているという認識でいいですか。

【住宅金融支援機構】 ご指摘のとおりでございます、条件変更した後、いわゆる観察期間というのが4年間ございまして、その間に延滞がなければ、直近で延滞してないということの条件でございますが、正常先という区分に入ってくるということでございます。その分についても一定の損失率が計上されますので、こういった額が計上されているというふうにご理解いただきたいと思います。

【委員】 1年ぐらい前にも、たしかこのことを私、質問させてもらったことがあると思うんですが。そうするとこれだけを見ている人は、これマスコミの人とかも見る資料で、実際には、利用者からしてみると正常先ではないと思うんですね。これは会計上の問題で、正常債権になるという区分であれば、それはそれだと思うんですが、ディスクロージャー誌にもこういったものが出てきているので、今おっしゃっていたことというのはただし書きで入れるべきだと思うんですね。正常先に入っているものとか正常先になったものは返済、リスケしたまま4年たったら正常債権となるというのは、私は入れるべきだと思うんですね。

それからもう1点は、これはほんとうに意見というか提案なんですが、すごく丁寧に返済困難な人の相談を受けているのは、円滑化法の施行の前、銀行さんよりもっと前から丁寧に受けているのは、それはほんとうに私も聞いているし、すばらしいと思うんですが、返済を、例えば4年間10万円返していた人が、リスケしたことによって新特例を利用して5万円になりました、となつてこの中では正常債権になるかもしれないけれども、結局、完済年齢が80歳を超えとかという人も出てくるので、それはやはりツケを後ろに回しているだけなので、次の段階としては、返済困難な人のケアをするだけではなくて、既にリスケしてしまった人に対して、どうやって元に戻せるかというようなリスケを行った人に対する気づきとか、というのをやっていっていただきたいと思うんですが、そのあたりは今、何かされているんでしょうか。

【住宅金融支援機構】 今、先生ご指摘のとおりでございます、条件変更して正常化

した後に、総返済額という意味では増えてくるわけですし、なおかつ、最終的な完済といえますか、延長した機会をフルに使うということはないにしても、後ろ倒しになることは間違いない。それによって総返済額が増えるという、こういう状況でございますので、条件変更のいろいろなやりとりの際、返済相談の際に、その後所得が増えるとか、あるいは支出のところで家族の支出状況が変わってくるというようなことで余裕ができたときには、逆に償還期間、返済期間を短くするような、そういった対応も含めて、返済相談の中でやりとりをするようにということで、現実にもそういった対応をしております。今後も、ぜひそういうところも含めて、よりそういったやりとりをしっかりとやるようにということにしたいと思っています。

**【委員】** 現実問題として、既往債権、公庫ローンに関しては銀行さんが代理店業務をやっていたわけなので、私は前から直接機構さんには申し上げていたんですが、何かやっぱり。返済総額が増えるよというのは、それはみんなわかっていると思うんですよ。だけれども、一番具体的に何とかしなくちゃいけないと思うきっかけというのは、自分の完済年齢が何歳になっているかということで、初めて自分のライフプランに置きかえて考えることができると思うんですね。今までは65歳だったものが80歳になっていますよとかということ。特に新特例を利用している人というのは、見直すきっかけというのは、利用者の人から言ってこない限りないので、何かやっぱりお手紙を出すべきだと思うんです。そうするとハードルになってくるのが、銀行さんが代理店だから、機構さんのほうで直接そういうものを債務者に対して送ることができるのかどうかという、そこら辺が私はわからないんですが、いかがですか。

**【住宅金融支援機構】** 現実には、要するに、正常に返済していただいているお客様に対して、機構サイドから直接働きかけるというのは、なかなか個人の場合はしにくい部分がありまして、そういう意味では、実際に返済のご相談をお困りの段階でしていただいたときに、そういった会話をきちっとして、お客様にもその後の、条件変更後のスケジュールリングといったようなところを具体的に計画の中に入れていただく、そういうことが基本的には必要なのではないかと考えています。機構サイドから積極的に言ってきたのに、むしろ、延長した償還期間を短くしませんかというアプローチも含めての対応をしたほうがいいのではないかとご提案だろうと思いますが、その点についてはちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども。

**【委員】** よろしいですか。確認させていただいてよろしいですか、その点について。

私の理解だと、返済相談そのものを物理的にやるのは住宅機構ではないというふうに理解していますけど。

【住宅金融支援機構】 いえ。金融機関と。

【委員】 代理店のほうで。

【住宅金融支援機構】 私どもの支店でも、両方で。

【委員】 その比率は高いですか。通常、例えば返済相談のところは、少なくともモーゲージバンク関する限りは窓口業務というのはほぼモーゲージバンク側でやれということになっているように理解しておりますけれども。

【住宅金融支援機構】 窓口業務的にはそうですね。最終的に契約を変更するというようなところ。ただ、お客様から直接機構のほうに照会があった場合に、そこは一次的には機構のほうで基本的な対応をさせていただいた上で、金融機関のほうで最終的な手続き面での対応をさせていただいているというふうに思っております。

【委員】 そうですか。事実は、多分、コールセンターからほぼそのまま窓口のほうへ回るようになっているのではないかと思いますけれども。

【住宅金融支援機構】 個別の対応という意味では、やはり金融機関さんのほうでやっていただくというのが基本ですので、たらい回しは一切しておりません。

【委員】 いや、たらい回しということを申し上げているのではないんですけれど、基本的に受ける仕組みがないので、今のご質問についていうと、かなり深く考えていかないと、今の体制では、多分、お考えになっているような形にはなかなかかなりにくい構造があるということではないかと思いますけども。

【住宅金融支援機構】 先生、先ほどご指摘ありました、正常先の中にも条件緩和債権があるんだというところですが、私どものディスクロージャーの中にリスク管理債権という項目の中で、表の脚注としてそういったコメントを既に載せておりますので、ご了解いただきたいと思っておりますけれども。

【委員】 去年言って、入れていただきました。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【委員】 返済困難な方への相談というのは、今伺っていますと、制度的にどうするかについて、かなり大きな問題をはらんでいるようですので、今後も詰めて議論を続けていっていただきたいと思っております。

それでは、ほかに大丈夫でございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議事1の「平成21年度財務諸表について」は原案どおりということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【委員】** それでは、原案どおりということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして議事2の「報告」に入ります。まず、議事次第を見ていただきますと3つございますけれども、報告の①については、住宅金融支援機構からご説明いただきまして、②及び③については事務局からご説明をお願いいたします。

それでは、まず報告の①について、住宅金融支援機構のほうからご説明をお願いいたします。

**【住宅金融支援機構】** それでは、私から契約状況の点検・見直しについてご報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

平成21年11月17日付の閣議決定に基づきまして、外部有識者4名及び監事2名で構成します「契約監視委員会」を当機構に設置いたしまして、契約状況の点検・見直しを実施していただきました。その結果につきましては、主務大臣の点検後、総務大臣に報告をいたしております。

また、点検・見直しの結果を踏まえて、「随意契約等見直し計画」を策定いたしました。

まず、契約監視委員会の審議状況でございますけれども、当独法評価委員会の分科会長であります村本先生に委員長をお願いいたしまして、それから中村先生にも監視委員会の委員をお願いいたしました。監視委員会では、この下の表にありますように、都合5回にわたり、平成20年度の契約、複数年契約及び平成21年度契約におけます「競争性のない随意契約」及び「競争入札等における一者応札・一者応募」の点検を実施していただきました。それから、点検・見直しの結果を踏まえて作成いたします「随意契約等見直し計画」の内容についてもご審議をいただいたわけでございます。

次のページをご覧ください。監視委員会の先生方からは一定のご評価をいただいたと思っておりますけれども、幾つかのご指摘・ご指導をいただきまして、見直しをさせていただいております。

まず、競争性のない随意契約につきまして、四角囲みのところですが、システムのメンテナンス契約でございます。当初、開発時に一般競争入札をやったわけですが、低

価格入札でございました。それにもかかわらず落札価格の検証を行っていなかった事例がございまして、低価格となった場合は価格の妥当性の検証を行うべきとのご指導をいただきました。現在、低価格入札につきましては必ずヒアリングを実施し、妥当性の確認をしております。

それから、一者応札・一者応募による契約につきましては、入札参加要件の中に独法での実績を要件化していた事例がございまして、要件化すべきではないとのご指摘をいただきました。

また、管理職の研修におけます研修期間について、複数の応札を図るために研修期間の要件を弾力化するという事例があったわけですが、弾力化するのはいいけれども、研修の目的とのバランスを考える必要があるのではないかなというようなご指摘をいただきました。これらのご指摘・ご指導を踏まえて見直しをしております。

それから、契約監視委員会による点検・見直しの結果につきましては、主務大臣による点検を受けまして、申し上げましたように総務大臣に報告をいたしまして、22年5月に機構のホームページに公表をいたしております。

それから、新たに作成しました「随意契約等見直し計画」につきましては、つい先だって、6月21日に機構のホームページに公表している状況でございます。

次のページ、A3判横長の「随意契約等見直し計画」をご覧くださいませでしょうか。まず、競争性のない随意契約の見直しでございますけれども、平成19年度に作成しました計画に基づきまして、既に競争性のない随意契約によることが真にやむを得ないというものを除きまして、鋭意、一般競争入札等に移行してきております。従いまして、この表は平成20年度の実績からしか書いておりませんが、実は18年度は件数で83%、金額で86%でございました。それが、この表にありますように、20年度の実績は件数で17%、金額で6%まで縮減をしてきております。これをさらなる見直しすることによってもう一段縮減をし、件数で14%、金額で5%まで圧縮するという計画でございます。

それから、一者応札・一者応募の見直しにつきましては、20年度の競争性のある契約のうち、右の上のほうの表でございますけれども、件数で10%、金額で34%が一者応札・一者応募でございました。次のページにいろいろ書いていますけれども、もろもろの改善を図ることによって、より入札に参加しやすい環境を整備してまいりたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、(3)の一者応札・一者応募の見直しの部分でございます。具体的に6項目ほど列挙しておりますが、まず、電子入札は既に導入しておりますけれども、それをさらに積極的に実施をいたします。それから、仕様書の内容の見直し、それから入札等参加要件の緩和を図ってまいりたいと思います。十分な公告期間等を確保する。それから複数年度契約の活用を図っていきたいと思います。

それから、入札説明書を受領しながら入札へ参加しなかった事業者からは、その理由をいろいろヒアリングすることによって、今後の改善に反映させてまいりたいと思っております。

このような工夫をしながら、入札に参加しやすい環境をさらにつくっていきたくて考えております。

右のページの(4)ですが、予定価格につきましては、引き続き市場価格等の情報を幅広く収集しながら、適切な予定価格を設定していくよう努力したいと思っております。

最後に、今後の取組でございます。まずもって、今後はこの見直し計画を着実に実行していき、入札及び契約の一層の適正化を図っていきたくて思っております。

それから改善の状況につきましては、まだ実施の時期や頻度は未定でございますけれども、引き続き契約監視委員会による定期的な点検をお願いをし、また主務省のフォローアップをいただきながら、その結果につきましてはこれまで同様、都度公表していくという予定でございます。

私の報告は以上でございます。

**【委員】** ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから続けてお願いいたします。

**【事務局】** 住宅局総務課の瀧澤でございます。それでは、私のほうから報告の②及び③について説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。事業仕分けの結果でございます。概要につきましては、先ほど住宅局長があいさつで申し上げたとおりでございますので、中身についてご紹介いたします。

資料の後ろのほうにとりまとめのコメントというところがございますが、そのあたりに議論の要約がなされていると思います。まず、まちづくり、あるいは賃貸住宅関連の住宅資金の貸付業務につきまして、高齢者向けあるいは子育て向けの住宅を供給するという政策目的自体はあまり否定されていないということはあるわけですが、こういう直接融資とい

う政策手法が適当なのか。あるいは、公共団体等との連携を図るなど仕組みを見直す余地があるのではないか。あるいは、民間に一応は任せたと、どうしても足りないところに限定していくべきではないかということが指摘され、結局判定といたしましては、ここに数字がいろいろ出ておりますけれども、事業の廃止、民間の判断に任せる、事業規模の縮小、いろいろ意見が分かれてきましたが、全体といたしましては事業を廃止して民間の判断にゆだねる方向としていただきたいというふうに結論づけられておりまして、廃止という判定となっております。

続きまして、同じワーキングの評価結果という紙がございますが、住宅融資保険業務のところがございます。

住宅融資保険業務につきましては、事業規模が大変小さいということで、段階的に縮小して廃止すべきではないか。あるいは民間でもその対応が可能なのではないかとということで、ワーキンググループの評価結果としては廃止ということになってございます。

それから、証券化支援業務でございますが、次のページでございます。結果は、不要資産の国庫返納ということでございます。A-6という紙があるかと思いますが、結果は不要資産の国庫返納ということでございますが、議論の内容についてはその次のページ、とりまとめコメントというところをまたご覧いただきたいと思います。証券化支援業務そのものについては、あまり否定的な意見はなかったものの、出資金が若干、過剰に積まれているのではないかと問題意識があったということでございます。そのような委員が多かったのではないかとということで、全体の判断といたしましては、不要資産の国庫返納という判定ということになってございます。

主な結果は以上でございますが、事業仕分けの結果を踏まえた対応につきましては、先ほど住宅局長が申し上げましたとおり、この内容を真摯に踏まえまして、今、検討作業を進めているというところがございます。事業仕分けの結果については以上でございます。

それでは、続きまして資料4でございます。「国家公務員が住宅金融支援機構の役員に現役出向した場合の退職手当の取扱い」というペーパーがございます。こちらにつきましては、前回3月に開催されました第10回の委員会におきまして、国家公務員が独立行政法人の役員に現役出向した場合に退職金どうするのかという扱いについてご議論がございまして、ケースといたしまして、1ページ目の2. にありますように、現役で出向して、機構の役員で在籍して、そのまま国家公務員に戻らないで機構の役員を最後に退職してしまうという場合に、退職金はその機構で払うという結論なんですけれども、これに関する法

的根拠をきちっと整理するよというご宿題があったと承知しております。

中身といたしましては、2. の下のところに書いてあるとおりでございまして、国家公務員の退職手当については国家公務員退職手当法というのがございます。細かい条文は後ろの2ページ、3ページについてございますが、第19条第4項のところ、国は退職金を支払うことになってございませぬ。他方、住宅金融支援機構の規程として、支援機構役員退職手当規程というのがございまして、こちらの第2条に基づき支給をするということになってございます。そういう意味で、ルール上はこのような取扱いということになっているということでございます。

おおむね以上でございます。

**【委員】** どうもありがとうございました。それでは、3点について説明をしていただきましたけれども、順番は不同で結構でございますけれども、ただいまのご説明について、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

**【委員】** 資料4の退職手当の取扱いなんですけれども、事前にご説明をいただいたときも、ちょっとおかしい規定だなと実は思っています。

民間の会社でこういうことは通常行われず、在籍したところの退職手当——退職金自体は後払い説ですとか年金保証説ですとかいろいろあるわけなんですけれども、基本的には、在籍して最後に1年2年、例えば子会社に行って退職したという場合には、例えば30年勤めたら、29年分は親会社のほうが負担をして退職手当を子会社に引き継いで、子会社のほうで自分のところもまとめて払うというのが一般的……。最後のところだけが全額負担するというのは、もともと財務諸表上、退職給与引当金を今回も積んでいますけれども、その意味が失われてしまうということで、法律面なので、先ほどの問題と同じように機構様だけでできるものではないんですけれども、ちょっとおかしい規定になっているのかなということはございます。

ですので、これは機構様は独立した会社と同じという扱いからすると、ちょっとおかしい規定になっているのかなというふうに思います。もちろん、これは法律上の問題もございしますので、機構様だけで変えられるものではないんですけれども、ご質問としては、民間からするとちょっと変わった規定になっているなということがありますので、この点について何か議場に上がったとか、そういうことがなかったのか、教えていただければと思います。

**【委員】** まず、機構さんのほうからでしょうか。何うのはちょっと酷なような気もい

たしますけれども。

【事務局】 国土交通省からお答えいたしますけれども、この点につきましては、確かに退職金をどこで払うかという問題はいろいろ考え方があるかと思いますが、現行の国家公務員退職手当法上の整理としましては、やめたところで払うという規定になっていると。2ページをご覧くださいなのですが、第8条の条文がございます。線が引っ張ってございますが、職員のうち、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じて役員になった場合ということで、要するに、ある意味、人事交流で行ったような場合ということの一つの前提にしているということがございます。

そしてもう1つは、どこでもこのように在職期間を通算して、やめたところで払うという特例が適用されるわけではございません。第8条第1項の真ん中あたりのところに書いてございますけれども、「職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る」ということで、あくまで退職期間の計算上通算を認めてくれるということを認めている組織に行った場合に限って、こういう特例を適用することになってございまして、ある意味、相互主義的な考えの中で整理されているということかと思えます。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 そうですね。ま、今後のということで。

【事務局】 恐らくですね、特殊法人時代からずっとこうなっているらしいんですけども、こういう格好での退職というのはやってないんだと思うんですね。今、細かい確認はできませんけれども、例えば特殊法人のほうから、今は独法ですけども、国に引っ越してきて、たまたま国で退職した場合でも、最後、やめたときに全部払うという相互主義みたいな格好になっていると思いますが、実態的には、国から現役出向して独法の役員をやって、そのまま独法でやめているという例はないんだと思うんです。それは実態上ないので、多分、こういう扱いになっているということで……。問題意識は大変よくわかりますので、多分、実態はあまりないのでこういう格好になっているんじゃないかと思えます。

【委員】 実態はないというのは前から伺っていますけど、ただ、制度のつくり方として非常に奇妙であるという。ただ、これは国交省さんだけの問題ではなくて、省庁横断的に考えなきゃいけないことだと思いますので、何か機会があったら、独法との関係で総務省のほうに上げていただければと思います。

そのほか、何かご意見、ご質問を。お願いします。

【委員】 資料の2でちょっとお尋ねしたいんですが。見直しはそれなりに結構だと思うんですけど、これの効果というのは何かある……。どういう形で……。

【住宅金融支援機構】 まず第1に、やはり経済的な効果が——数字はここには持ち合わせておりませんが、競争入札を増やすことによって全体的なコスト削減にはつながっているというふうなことは、肌感覚で感じております。

【委員】 どのくらい効果があるものなんですか。

【住宅金融支援機構】 数字でございませうか。

【委員】 はい。

【住宅金融支援機構】 これは業務実績報告の中でご説明があるのかもしれませんが、1件あたりの平均落札率が、一般競争入札の場合には74%という数字がございませう。したがって、26%の削減になっているということでございませう。それから、企画競争及び公募につきましては89%と、約1割強の減額になっているというふうな数字でございませう。

【委員】 すみませう、金額的にはどのくらいになるんですか。何億ぐらいい。

【住宅金融支援機構】 すみませう、ちょっとお待ちください。

【委員】 すみませう。決して変ないちゃもんをつけているわけじゃなくて。やるのはいいんです。私は一般競争、そんなに完全に正しいやり方だと思っていなくて、むしろ随意契約のほうが、トータルで考えて生産性が上がったりするケースもあると思っていませう。つまり、費用対効果の関係が問題だと思いい、お尋ねしている訳です。

【住宅金融支援機構】 そうですか。なるほど。

【委員】 ちょっと気にしてましてね。一般競争をやるために何かすごい手間暇かけて、大して効果が上がらないんだったら、形だけ整えてもしようがないような気がして、ちょっとそれを教えていただければと。

【住宅金融支援機構】 大変失礼いたしました。資料2の添付資料のA3判の1ページ目でございますけれども、20年度実績のこの表で、競争入札が21%、111億7,735万1,000円という数字がございませう。これがいわゆる減額になった後の数字でございますので、したがって2割なにがしかの金額が削減になっているという。これが100分の70幾つの数字でございますので。

【住宅金融支援機構】 すみませう。細かい数字はちょっと今出ませうので、後で確認させていただきますまして、ご報告させていただきますたいと思いいませうので、よろしくお願いいた

します。

【委員】 ちょっといいですか。それだったら、ざっとの感覚でいいんですが、これやっていて、事務手数料とやった効果との対比で、やってよかったなど皆さん思っているんですかね。そう思ってらっしゃる？

【住宅金融支援機構】 ええ。それは、正直いって思っております。

【委員】 そうですか。

【住宅金融支援機構】 数字のほうは、すみません、追ってご報告させていただきます。大変申しわけございません。

【住宅金融支援機構】 今の補足をいたしますと、物を買うとか、あるいは設備を買う、そういうことの件については昔から競争入札が多かったわけですが、一部やってなかったものを競争入札にした、そういう場合は10%とか15%とか、購入価格が減るという効果が一般的にはあります。しかし、例えばシステムのメンテナンスの購入、これ金額は非常に大きいんですが、基幹システムのメンテナンスの入札——これは結果的に一者入札になっているんですけども、こういうものは仮に2者が入札、あるいは複数者が参加したとしても、これは大変に膨大に、もし毎年変えることになったら手数がかかるとか。経済的効果よりは損失効果のほうが、私自身は多いんじゃないかと思っています。

それから派遣職員の競争入札、価格的にお金の面では少し安くなったけれども、それによって能力の高い人材の確保が逆に難しくなり、現場で混乱が起きているケースもあります。したがって、ケース・バイ・ケース、それによって何でもかんでも競争入札というのは、私自身は、これはもう個人的見解ですが、なんだか合理的ではないというふうに思っております。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 いいです。

【委員】 この件はいつも独法評価委員会の総会で、契約の種類によってそれぞれ最も効率性のある調達方式があるんじゃないかということが議論になるんですけども、とにかく一般競争入札をしろというのが上から降ってくるということのジレンマです。そこを割とだんだん絞ってきたので、これから類型ごとというふうな話に動いていけばいいなというふうに思っております。

ただ、金額の件はざっくりでよろしいので、ご報告をいただければと思います。

それでは、ほかに。

【委員】 この件で1つだけ。前にこの話を急にやりなさいと言われたときに、稟議を全部行って見せていただいたことがあるんですね。

そのときに一者入札の実情ということの中で、非常に目立つのがHS情報システムズの競争入札が一者入札になっているという件で、これは別に悪いとは思わないんですね。ただ、今後も永遠にこの問題は第一印象で議論をなさる方から見ると、問題じゃないかと言われやすい構造を持っていると思うんです。HSシステムズ自体は特定の関連会社になっていますし、8割以上、公庫からの受注に依存しているわけですから、これやめるわけにもいかないだろうし、やることに合理性のある契約も現実にありますので。

例えばですけれども、こういう比較的目立ちやすく、外的には問題視されやすいものについては、競争なのかとか一者なのかという議論よりも、具体的にどのようなディシプリンで親子の一者入札について価格が客観的になるような工夫をなさっているのかというのを、これは言われたからやるというよりは、少し具体的に、こういうポイントになるようなものはお書きになって……。それはやられていることだと思いますので。

それを、例えばこういう評価委員会の場で、確かにこういうやり方であればそこそこちゃんとやっているだろうなというふうに、見たというような形を残しておけば、ただただ外観で、一者応札で、なおかつそれが特定関連会社だからけしからんというような、どう言えばいいんでしょうか、無責任な、こう言ってはなんですけど、批判に対してはそれなりに形が残せるような気がしますので、この評価委員会なんかをお上手にお使いになって。構造的にも今後もこういうことが続くものについては、もう少し踏み込んだ開示をなさったらどうかというふうに思いました。これは単に意見でございます。

【住宅金融支援機構】 ごもったもな意見だと思います。我々としては、結果的に一者入札になっている一番大きいのは、今のシステムのメンテの件なんですけれども、これにつきましては、いわゆる工数であるとかメンテナンスするときの人員の数であるとか、あるいは人工と言っていますがユニットの単価、そういうものが適正であるかどうか。いわゆる市場価格に比べて高くないかどうか、いろいろな見地から相当厳しくやっておるんですけれども、その辺は開示できると思いますので、また努力していきます。

【委員】 もう1点。

【委員】 よいですか。ちょっと別件なんですけど、事業仕分けは、何と言うんですか、大変権力をお持ちの方々がおやりになっていることなので、何か言ってはいけないことなのかもしれませんが、随分大ざっぱに、やめなさいとかという議論が出ているんだと思う

んです。

例えば賃貸についてなんか言いますと、現実には共用施設を持っている高専賃なんかというのは、民間から非常に融資がつきにくいにもかかわらず、住宅機構も必ずしも対応ができていないと。こういうところを制度整備していこうというのは、むしろ必要な領域だと思います。

それで1点ご提案なのですが、どうもマスコミとかでは、これをまた今度は官僚の、何ですか、巻き返しみたいな感じで、この後また陣地を取り戻すのだみたいなことをやるのだと。そういうこともよろしいんですが、例えば、長期固定ローンの供給支援のあり方についてはこれだけの人に出ていただいて、随分時間をかけてご検討をなさっているわけですから、例えばこういう委員の方々に、今回仕分けになった部分についても今後これでいいのか、あるいは専門家の方の目から見ると、こういうところはむしろ残していったほうがいいんじゃないかとか。せっかくこんな検討会も設けられているわけですので、役所のほうだけでお考えになるのではなくて、もう少し民間の知見も使いながら、あるべき住宅金融のあり方というのをを出して、正確に議論をしていっていただけないだろうか。これも単に意見でございます。

**【事務局】** ありがとうございます。ぜひいろいろな方の意見を聞きながら、どうするかという扱いを決めていただきたいと思います。仕分け、こういう結果になって、戻ってまいりますと、実際に事業をやっている方からは、おまえの対応が悪いから廃止になってけしからんと、両方から怒られているような状態になっておりますので、ぜひ実際の現場のご意見なんかも聞きながら、さっき申し上げたように、政策意義のある部分についてはちゃんと資金が回るような仕組みというのを考えたいと思っていますので、ご指摘を踏まえてやりたいと思います。

**【委員】** それでは、よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして議事1と議事2が終了いたしました。議事1については先ほど承認をいただきましたが、この審議結果は独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、独立行政法人評価委員会の委員長にご報告することにいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで一たん休憩に入りたいと思います。休憩後は、議事3の「平成21年度業務実績報告について」、そこから始めたいと思います。議事の3及び議事の4につきましては、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、議事が非公開となりますので、ま

ことに恐れ入りますけれども、傍聴の方々にはこの休憩をもちましてご退室いただきますように、お願いをいたします。

( 休 憩 )

【委員】 それでは、議事を再開したいと思います。議事の3つ目「平成21年度業務実績報告について」、及び議事4の「平成21年度業務実績報告」、これは第1回でございますけれども、これが再開後の議事でございます。

まず、この業務実績報告及び評価の審議の進め方についてご説明をいたします。独立行政法人は各事業年度における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないということになっております。本日は、独立行政法人住宅金融支援機構から業務実績についてご説明をお願いした後、質問、質疑等を行った上で、平成21年度業務実績評価調書の案をご説明し、これについて審議を行いたいと思います。

本日提出の業務実績評価調書（案）につきましては、国土交通省のホームページに公開をいたしまして国民の皆様からのご意見を募集いたします。なお、評価の確定の方法につきましては、各委員の皆様からお出しいただいたご意見等と、それから国民の皆様から寄せられたご意見とを踏まえて作成された案を、次回の分科会においてご審議いただいて分科会としての評価を確定させたいと考えております。

今申し上げたようなやり方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、今申し上げたようなやり方で進めていきたいと思います。

それでは、まず機構さんのほうから平成21年度業務実績報告をお願いいたします。

【住宅金融支援機構】 それでは、私のほうから業務実績報告をさせていただきます。資料5の、この青いファイルの1ページをご覧くださいんですけども、順番にポイントだけご説明させていただきます。

まず、1ページIの1に組織運営の効率化というのがございます。こちらのほうにつきましては、経済対策への対応や支店の経理業務等の集約、こういったことを機動的に行いまして、また債権管理部門の縮小も着実に進めておるところでございます。

2番の一般管理費等の低減でございます。こちらは計画的な人員管理や事務的な経費の削減に努めまして、中期目標の水準でございます平成18年度比15%削減、こちらを2年前倒しで達成しております。また、この下に書いてありますが、(3)と(4)の経費率でございますが、証券化支援業務につきましては0.35%と、中期計画の目標水準に向け

で着実に低減していますし、直接融資業務につきましては0.31%と、中期計画の目標水準を2年前倒して達成しているというところでございます。

それから、3. 業務・システムの最適化でございます。こちらのほうは、19年度に策定しました業務・システム最適化計画の着実な実施を通じましてシステムコストを、平成18年度に比べて約50億円ほど、大幅に削減いたしてございます。

それから、4の入札及び契約の適正化でございます。先ほどこれはいろいろご議論がございましたけれども、機構といたしましては、昨年度新たに締結した契約は、基本的にはすべて一般競争入札等の競争性のある契約に移行しているというところでございます。その結果、競争性のない随意契約は金額ベースでは27.6億円ということで、契約全体の5%に減少しているところでございます。

次のページのIIの1に証券化支援業務について記載してございます。証券化支援業務の中の、4ページの中ほどに、(2)から買取型の証券化支援業務について記載しておりますが、まず(2)の①でございますけれども、ここに効率的かつ安定的な資金調達を計画に掲げておるところでございます。これにつきましては、一昨年度、月次のMBSが不発行となったということの反省を踏まえまして、丁寧な広報活動と慎重な起債に努めたところでございます。平成21年度に入りまして市場環境が回復したということもございまして、足元の対国債スプレッドは、リーマンショック以前の水準にまで戻ってきているという状況でございます。

また、②の標準処理期間内での処理率でございます。こちらは、システム登録前の目検チェックや事前審査制度を活用することによりまして、昨年度は買取申請件数が前年度の2倍以上になってございますけれども、処理率は84.2%と、前年度の実績の81%を大きく上回ることができてございます。

5ページの⑤でございますけれども、MBS投資家の範囲の維持・拡大。こちらにつきましては、IRの訪問先を含めまして7社ほど新規の投資家が参入した模様でございます。また、リーマンショック後15社程度となっております月次MBSの投資家数、こちらは足元では30社から40社に拡大しているところでございます。

6ページの⑦に、①から⑥までの取り組み以外の方策の検討ということを計画に定めております。こちらにつきましては、従来の金利スワップの取引方式を改めることを検討いたしまして、この2月から、取引先との信用リスクが累増しないような新方式に移行してございます。

2. の住宅融資保険業務でございます。この（1）の標準処理期間内の処理率につきましては、昨年度に引き続きまして100%の達成になってございます。

一方で、（2）の回収率につきましては、金融機関と連携して回収に努めてございますけれども、経済状況の厳しさ等を反映しまして、37.5%と、目安としております40%を若干下回っておるという状況でございます。

7ページの3. 住情報提供業務につきましては、内容の充実を図りながら、セミナーを積極的に開催しておりますし、ホームページのシミュレーション機能の追加などによりまして、利用者の利便性の向上に努めているところでございます。この結果、8ページの（4）のところに記載しておりますが、ホームページへのアクセス件数は736万件と、20年度の実績の489万件を大幅に上回っておりますし、中期計画の目標水準の500万件を大きく上回ってございます。また、その下に書いておりますが、セミナーにつきましても、セミナー終了後のアンケート調査によれば、肯定的な評価を91.9%の方からいただいているという状況でございます。

8ページの一番下の4. 住宅資金融通業務についてでございます。（1）の直接融資業務につきましては、災害復興住宅等に対する融資を適切に実施いたしているところでございますが、9ページのくだりのところで書いておりますが、一方で、バリアフリー対応の賃貸住宅と旧公庫時代に融資を行った賃貸住宅につきまして、会計検査院からご指摘をいただいております。既にご指摘に沿った内容で融資手続の変更や是正措置に取り組んでおりますが、着実に是正を図ってまいりたいと考えております。

10ページの（2）に資金調達の問題を書いてございます。これにつきましても、主務大臣から認可いただいた額を、約6億円、率にしまして1.1%上回る「マンションすまい・る債」を発行するという法令違反の状態を引き起こしたということに記載しております。この件につきましては、既に関係役職員の処分や再発防止策の策定を行ってございますが、今後このような事態を二度と引き起こすことがないように、再発防止策の徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

それから10ページ、一番下の（3）の標準処理期間内での処理率でございます。これは、20年度は一部未達成となっておりますけれども、21年度はすべての目標を達成しております。

11ページのⅢの1. 収支改善。これは先ほど決算のご説明しましたとおり、保証協会承継業務を除く既往債権管理勘定以外の勘定、いわゆる新勘定といっているところでござ

いますけれども、単年度の収支は12億円の当期総利益となっております。それから次のページの2の繰越損失金につきましても、同じく決算のところでご説明いたしましたが、繰越欠損金は114億円となっております。

それから、3. リスク管理の徹底でございます。こちらにつきましては、各種リスクの計量や評価を定期的を実施しております。また、次のページ、13ページの下の(5)から14ページ(6)にかけて記載しておりますが、返済相談の実施によりまして新規不良債権の発生、この抑制を図るとともに、不良化した債権につきましてはできるだけ任意売却等を勧奨いたしてございます。また、返済が困難となった方に対しては、きめ細かな返済相談ということを実施しておりまして、返済条件の変更の適用を実施しております。

こういった取り組みの結果でございますが、14ページの(7)のところ、既往債権管理業務のリスク管理債権の残高でございますけれども、18年度末に比べまして19.6%削減ということで、中期計画の目標水準である20%削減に向けて、こちらについては順調に減少しているところでございます。

一方で、(8)の証券化支援業務のリスク管理債権の比率でございますけれども、これは経済環境の悪化や金融円滑化法の施行に伴う貸出条件緩和債権の増加などによりまして、20年度の0.63%から1.32%に増加してございます。

また、(9)の賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率は0.29%となっております。

15ページのVで、重要な財産の譲渡でございます。私ども、平成19年度に宿舍整理計画を策定しておりますが、これに基づきまして、12宿舍中11宿舍を売却してございます。

同じページのVIIの2. 人事に関する計画につきましては、計画的な人員の抑制等を行いまして、人員、それから人件費ともに想定を上回る削減を実施しているところでございます。

以上が21年度の業務実績でございますけれども、前回の分科会でご質問が3つほどありました。旧公庫融資のほうからフラット35への借換の状況、それから優良住宅取得支援制度で1%金利を引き下げてどの程度効果があるのか。それから、補助金方式へ変更したことに伴っての後年度の負担額、この3つにつきましては【その他評価の参考となる情報】の中で記載させていただいております。本体のほうに書いております。

ポイントだけ申し上げますと、旧公庫融資からフラット35への借換というのは、昨年

度178億円ございました。これは旧公庫融資の昨年度1年間の任意繰上償還額の0.6%にとどまっている状況でございます。

また、方式変更に伴っての後年度負担額でございますけれども、今年度のフラット35の事業規模が計画どおり執行された場合には、来年度以降、約300億円の負担が必要になってくるというふうに推計してございます。

以上で業務実績報告を終わらせていただきますが、引き続きまして、この後ろのほうについてでございますけれども、監事監査報告につきまして、私どもの監事よりご説明させていただきます。

【住宅金融支援機構】では、引き続き説明させていただきます。よろしく申し上げます。

業務実績報告書の322ページに参考として載せてありますので、平成21年度監事監査報告書、これについてご説明させていただきます。

監査報告書は全部で3部構成になっております。最初に決算に関する監査、2番目に業務監査、最後に独立行政法人整理合理化計画に定められた監査、この順番で報告しております。

この中で監事監査の中心となりますのは業務監査であり、326ページ、枠外の下段、ここからが業務監査の報告となっております。

この冒頭に、1監査テーマと書いてありますが、これはいわゆる監事の問題意識という、監査の言ってみれば着眼点でございます。1番目にコーポレートガバナンスの態勢整備・運用を挙げており、機構の内部統制状況や理事長のガバナンスやマネジメント状況がどうかを着眼点として監査をしております。

また、次のページの327ページ、ここには監査の手法について書いております。ヒアリングや支店監査等さまざまな手法を用いておりますけれども、中でも(2)に書いてあります役員会等重要な会議への出席を、有効な手段、手法として活用しております。

この機構で非常に極めて特徴的なことだと思うんですが、週に1回、火曜日に役員会が必ず開かれておりまして、我々監事3名も毎回出席し、議事内容であるとか理事長のガバナンス、組織としての意思決定プロセス等を直接確認しております。また必要に応じて、我々監事は会議でも意見を表明させていただいております。

その監査の結果は328ページ以下に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

この監査報告書には、基本的には改善を要する事項を中心に記載しておりまして、特段の問題がない場合は、あえてその旨を記載しておりませんでした。今後、これからについてはガバナンスの重要性にかんがみて、理事長のガバナンス、マネジメントの状況については問題がない場合についても掲載していきたいかなと、そんなふうに考えております。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【委員】 8ページなんですけれども、CSの取り組みで143番と146番とか、左側が計画のほうで右側が実績だと思うんですが、例えば消費者相談の電話、コールセンターのこととかホームページのことがあって、計画のほうはともかくとして、答えのほうは、例えばこれだけの電話相談に応じて、その前の年に比べて12.9%増えているよとか。ということは、21年度の場合はフラットの引き下げは2月からだったので、例えば今年度だったらもっとコールセンターの活用というか、かかってくる件数は増えると思うんですね。例えば去年、昨年度であれば、円滑化法とかの対応とか、あとボーナスカットで朝日新聞とかが6月危機というようなことを書くと、やっぱりコールセンターに電話がかかってくるのが増えると思うので、これは外的要因の部分がすごく多いんじゃないのかなと思うんですね。フラットの件数が増えれば増えるほど電話の相談も増えるし、例えば私のところにかかってくる一般の方であれば、窓口になったネット系のモーゲージバンクさんの対応がよくわからないから相談に乗ってくれというふうに言われると、私はやっぱり相談に乗れないので、全部機構さんのコールセンターに電話をしてくれというふうに振っています。

ですから、例えば143番であれば、件数で実績を上回っているよということよりも、こんな相談が多かった、それに対してきちんとそれなりの対応をしているというようなことを簡単に書いていただくとか。あとはやっぱりホームページも、例えばフラットのコーナーを始めたならそれだけアクセスも増えると思うので、どこの部分が一番アクセスが多かったのか、そういったことを書いていただくと評価もしやすいし、どんな取り組みをしているのかというのが伝わってきやすいんじゃないかなと思います。

【委員】 いかがでしょうか、機構さん。

【住宅金融支援機構】 今のご意見は、こういう対応と申しますかコールセンターの対応、CSは、私自身も思っているんですが、件数がどう増えたとかというのは定量的な目

標であって、件数が増えたからほんとうにいいのかどうかということよりも、定性的な内容の問題だと思っております。

組織内で、我々の中でこの問題を議論するときは、どういう相談があって、それに対してどういうふうに対応したか、そして対応に時々問題があるわけですが、どういう問題があったか、それをどういうふうに改善したかというようなことを、私どもの内部ではしばしば議論をしております。ここには定量的なことだけ書いておりますので、先生の今のご意見、ごもつともだと思しますので、なるべくこの次からそれを改善するようにいたします。

【住宅金融支援機構】 はい。そうさせていただきます。

【住宅金融支援機構】 どういう相談にどうしてどう対応して、それで問題が起きたケースと問題が起きなかったケース、今後、それじゃあどういふにそういう対応を改善していくかというような、そういう膨大な資料はあるんですけども、ここには載せてないということなので。その辺、それをまた分析した資料も一応ございます。

【委員】 ありがとうございます。すごくCSの方が一生懸命やっているのも存じ上げているので。これがいつか、何も話題にならなかったときに、件数は下がるわけで、そうなるかと……。

【住宅金融支援機構】 おっしゃるように700万件なんてなったのは当たり前なんですよね。去年の6月に第1次補正で、いわゆる融資率が100になったとか、それから急速に、去年の後半から認知度が上がったり。テレビのコマーシャルを流したとかいろんなことで、去年の後半、倍ぐらいに申し込みが増えた。当然、そうすればあらゆる問い合わせは増えるわけで、おっしゃるとおりだと思います。これがまた、例えば今行われている1%の引き下げが12月にもし終わった——そういう予定でやっておりますけど、終わった場合は、当然、問い合わせはまた減るのだらうと思います。しかし、また別のイベントというか、起これば、それが増大要因になるかもしれません。したがって、これ多かったらいいというだけの問題ではないということは認識しております。

【委員】 どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 ほかにご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。

【委員】 これに対しては特にはないんですけど、来年に向けて一つお願いをしたいのは、過去こういう、いわゆる不況フィーバーといいますか、対策が行われるところで非常に件数が伸びますと、現場で非常に業務が繁忙化いたしまして、どうしても抵当権の関連の事

務とか契約関連の事務等で不備が非常に発生するということが、過去、起きております。

皆さんのほうは、1%下げるとのことですが、民間の金融機関が現場の融資の事務を受け持っておりますが、政策で増えたり減ったりというのを予定して人員を調整しているわけではありませぬので、どうしてもそこに無理が出るわけですね。過去の住宅公庫時代というのは、それはもはや代理店の問題であって、当然、ちゃんとやるのであろうという、どちらかという御上の思想でやってこられたわけでございますが、ぜひ機構さんの側でもこれを、ただうまくいかないから問題だという立場で処理をなさるのではなくて、現場のほうとぜひコラボレーションして、事務の精度を上げるということに努力をしていただきたいし、その辺のところの努力というのは、多分、来年度に向かっての評価の中では加点的な事項としてぜひ中期目標に加えて自己評価をしていただきたいと思っております。

**【住宅金融支援機構】** 今のお話ですけど、現状は昨年度の3倍ぐらいの申し込みが来ていて、それは金融機関さんの対応も、特にモーゲージバンクさんの対応は大変になっております。そうすると、受けるほうの私どもの事務処理、あるいはいろいろなそれに伴う仕事が3倍に増えているわけですから、それに対する対応策は我々もやっておりますけれども、問題点を現場現地主義で把握しながら、いろいろな対応策を今後も考えていきたいと思っております。

**【委員】** それでは、ほかによろしいでしょうか。それでは、どうもご意見ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、ここで議事4の平成21年度業務実績評価調書の案のご説明を事務局からいただきたいと思っております。慣例でございますけれども、ここで機構の役員の方々につきましては、ご退室をお願いいたします。

なお、本年度より評価の基本方針等が改正されているようでございますので、まずはこちらの概要についてご説明いただき、続けて業務実績評価調書についてご説明いただきたいと思っております。

**【事務局】** それでは、まず、評価方法について説明させていただきます。参考資料、ちょっと厚い資料の中から、大変恐縮でございますが、5-1、5-2というものをお出しただけければと思っております。まず評価の流れ全般につきましては、評価対象あるいは評価スケジュール、こちらは参考5-1のとおりでございますので、ご覧いただければと思っております。

一番重要な評価のやり方のところですが、これが参考資料5-2でございます。今回の

改正の概要といたしましては、従来5段階評価、数字で行っていたものを、今年からはS、S、S、A、B、Cの5段階で評価をするということになってございます。5段階で評価をするというところは変わりませんが、従来は、数字でございますので合計して、合計した数字をオール3の場合と比較して何点という計算をいたしまして、その水準を見て全体評価について、おおむね順調、順調等の判断をしていたところでございますけれども、今度からはアルファベットということになりましたので、このアルファベットの分布状況を見ながら、さらに総合的な見地から判断を加えまして、全体でS、S、S、A、B、Cを判定する、このように考え方が変わってございます。

続きまして調書の中身のほうに入りたいと思います。お手元に資料6-1、6-2という資料があると思います。6-2はA3判両面で印刷したものでございます。お時間も限られてございますので、主にA3の6-2の資料を見ながらご説明させていただきたいと思います。

裏のほうをめくっていただきますと、評価の全体の分布状況でございます。右下のほうに小さい表がついてございますが、全部で36項目でございます。Aが一番多く31項目、Sが3項目、Bが2項目というふうになってございます。

続きまして、中身でございます。もう一度、すみません、表に戻っていただきまして、特徴的なのは、標準を上回っているあるいは下回っているということで、S、Bというところかと思ひまして、そこを中心に説明させていただきます。

まず、I業務運営の効率化関連でございます。まず、2(1)のところですが、一般管理費の目標、中期計画の最終年度までに15%以上削減でございます。こちらについては今年度早々と15.3%ということで、達成ということでございますので、まずこれがSということになってございます。残りはAでございます。

続きまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上関係でございます。まず、証券化支援業務でございますが、合計しますと、総論、買取型、保証型で、評価項目としては9項目でございます。これ昨年と比較いたしますと1項目増えてございまして、どこが増えたかと申しますと、1(2)⑦のところでございます。昨年の同時期の分科会におきまして、金融機関による相対的な低利・長期・固定金利の住宅ローンを提供するという目標をしっかりと達成するためのさまざまな取り組みの努力を評価する項目が、①から⑥の既存のものでは不十分なのではないかというご指摘を〇〇先生からいただいたという

ように承知しておりますので、今年からはそれ以外の取り組み評価するためということでこの⑦番の項目を設定してございます。

続きまして、評価の内容で注目すべき点としましては、Sが2つございます買取型のところでございます。1つは1（2）②でございますが、買取の仮承認をしてから決定するまで標準処理期間を3日とおいておりますが、目標ではこれを8割の案件について達成するというところでございますけれども、今年は84.2%と大きく上回る数字になっておりますので、こちらをSとしております。

続きまして、同じ（2）⑤のところでございますけれども、MBS市場に参入する投資家の維持拡大に関する取組についてでございます。経済情勢が厳しい中で、MBS証券の裏づけ、債権データ分析を拡充いたしますとか、音声付きのMBS概要資料をつくるなど、情報提供の充実を行う一方、国内外の投資家に対するIRについても地道な努力が続けられたということで、新規の投資家参入等があったということでございますので、これを評価いたしまして、Sとしてございます。

その後の2番、3番、融資保険、住情報提供業務、これらはそれぞれ3項目がすべてAでございます。

続きまして、住宅資金融通業務でございます。こちらは全部で評価項目として4つございますが、Bが2つあるということでございます。1つは4（1）のところ、直接融資関係のところでございます。こちらはいろいろな項目が入ってございまして、災害復興住宅融資を確実にやる、あるいはまちづくり融資の対応というところは評価できるわけでございますが、高齢者関係の賃貸住宅融資の関連で会計検査院の指摘を受けたというところがございます。再発防止取組もすでに始まっているところがございますけれども、やはり21年度の評価といたしましては、会計検査院の指摘については厳しく判断せざるを得ないということでございまして、この高齢者関係の融資の項目と、その他、先ほど申し上げました災害復興やまちづくり関連等の融資関係全体をトータルで評価いたして、Bという判断をしているということでございます。

続きまして、次の4（2）の項目でございます。こちらにつきましても、全体ではこれ経済対策に関連いたしまして、まちづくり融資の関連の態勢整備を充実させたとか、あるいは地方公共団体と連携して情報提供をしっかりと行ったというところは評価できるわけでございますが、資金調達関連のところ、先ほど業務実績報告の中でご説明ございましたけれども、「マンションすまい・る債」の発行に関して発行認可額を1%、わずかではござ

いますが超えてしまったということがございます。こちらについても再発防止策等々も出されてございますけれども、21年度の評価としてはこの点については厳しく考えまして、先ほど申し上げましたがこの項目全体で考えて、こちらもBという評価としてございます。

その後の団体信用生命保険業務、予算、宿舍、人件費関係、これらはすべてAでございます。

そこで、最後、総合評価でございますが、今度は6-1の30ページを開けていただきたいと思っております。こちらのほうに、全体の状況を見ました評価が入っております。文章はいろいろ書いてございますけれども、先ほど点数でお示したようなことが項目のまとまりごとにおおむね文章で入っております。そして、評価調書の中に、個別の課題でありますとか補足的な意見などが欄外のほうに書いてございますが、それについての記載が(課題・改善点、業務運営に対する意見等)というところに書いてございます。

このようなものを全体、トータルで評価いたしますと、一番下のところでございますが、評定理由といたしまして、「評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」ということで、全体といたしましてはAということで判断してございます。

以上が評価調書本体でございますが、その後ろに、今年は新しく別紙というものがついてございます。これは今年度の評価に当たりまして、政独委から、保有している資産の管理でありますとか、諸手当、契約の適正化、内部統制等々につきまして細かく確認するよう指示を受けております。大事なところは既に評価本体のほうでもう反映済みでございますけれども、一つひとつ事実関係をチェックするという意味で、国土交通省政策評価官室が統一的な様式を用意したということでございます。こちらにつきましてはそれらの細かい項目についてフォローした結果を書いているということでございます。

評価調書については以上でございます。

最後に、資料7をご覧いただきたいと思っております。こちらに「業務実績評価のあり方に対する委員からのご意見」というふうに書いてございます。〇〇委員からご意見を頂戴してございます。内容はこちらに書いてあるとおりでございますが、今年度の評価結果に直接関わるということではございませんけれども、問題意識といたしまして、住宅金融支援機構の組織の価値を高めるような職員の自発的な取組みを積極的に評価するための項目が盛り込まれていないということで、次期中期目標、中期計画をつくっていくときに当たっては、こういうような項目もしっかり盛り込んでいくべきじゃないかという意見をいただ

いたところでございます。

説明は以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【委員】 では、私の専門のところだけコメントをいたしております。Sのついでに3つ目でしょうか、「投資家の範囲を拡大するため、多様な手段により情報発信・広報活動を行う」というのをSとしていることについてでございます。これは、専門の立場から見ましても、実はこれ、ただ情報発信ということではなくて、借入人の借入金利にそのまま響く調達コストに反映される問題でございまして、証券化商品のマーケットが国際的に極めて難しい状況にある中で、住宅機構の債券については例外的に非常に低コストを実現しております、これについては確かにSという評価をしてもよろしいのではないかと。これは私の意見でもあり、また市場関係者、あるいは融資の業務を行っている企業等から見ても高い評価を受けているということで、よろしいのではないかと思います。

【委員】 多分、独法ごとに区分けされている項目の数が違うかなというふうに思っているんですけども、これはその独法に合わせた項目数ということで決められているのでしょうか。それとも、当座決まっていて、ここから意見によって増やしたり減らしたりとかということがあるのでしょうか。

ちょっと気になっていたのは、確かに〇〇委員がおっしゃられたように、2の⑤の、投資家範囲を拡大するためというのは非常に功績のあるところになるんですけど、項目数が多くなると、結果的にAしかつかないと。そういう意味では全体Aでも構わないと思うんですが、どこの独法も、そういう意味ではAになるのかなというふうに思うんですけども、項目を増やすことによって細かい評価をして、それが情報提供することによって資するという形になるのか。そういうことで、例えば業務が多いところに関しては多い項目をしているのか、それとも何か別に意味があって項目数が決められているのかをちょっと教えていただきたいなと思っております。

【事務局】 まず、項目数が法人ごとに違うのかというのは、もちろん違います。まさに各法人の業務の実態に合わせて、適切な評価をできる範囲で区切っていくということで、決まってきているというものでございます。住宅金融支援機構の場合は、19年度の評価

から、35ということでスタートいたしました。

ただ、おっしゃいますように、確かに評価を行っていく中、あるいは業務実態が変わっていき中で、一部こういうものに修正を加えていくということもあると思いますので、それはその都度——今回、〇〇先生のご指摘も踏まえまして1つ項目を増やしてございますけれども、いろいろ見直しをしていくということはあるかと思えます。

また、中期目標や中期計画を立てる際に新たにいろいろ考え直していくというようなことも、〇〇先生のご意見もそういう趣旨からのものだと思いますけれども、考えられると思えます。

**【委員】** あともう1つだけなんですけど、各独法の評価の案をつくるに当たって、例えば同じ方が幾つもの同じ目線で見られるのか、それとも1対1対応なのか。実はほかの独法さんも私、委員で見させていただいたんですけど、若干、何か辛い感じがするんですね。そこに比べてちょっと厳しめの評価になっているかなって。実は微妙に、AなのかSなのか、その下なのか、若干なんですけれども、感触なんですけれども。もちろん、ご説明いただいている方のご説明の方法とかも、全部がわかるわけではありませんので。ただ、同じような説明をされていても、AのときとSのときとあったりとかいうことがあるので、評価をする方が1対1対応なのか、それとも複数のところを見られているのか。目線が同じになるような形で評価されているのかを、ちょっとお伺いしたいなと思いました。

**【事務局】** 委員ご指摘のように、この独立行政法人の評価に当たりましては各分科会で評価をいただいております。この分科会に所属いただいている委員の先生方につきましては、複数の分科会にご所属されてそれぞれの分科会での評価をいただいている委員もいらっしゃいますし、特定の分科会だけにご所属の方もいらっしゃいます。

その結果といたしまして、各分科会それぞれのカラーといいますか評価の視点もあるようございまして、我々も実はこれまで、ほかの分科会でどういう評価がされているかというのはあまり意識してなかったわけございまして、先日、委員ご出席の、6月10日でしたか、この評価委員会の委員の懇談会というのがございまして、各分科会でのこれまでの数字の5段階評価における評価結果というものを一覧表にしたものを見させていただきまして、我が分科会は非常に、ある意味で厳しくご評価をいただいていたのかなということを認識したわけございまして。

先ほど委員ご指摘のとおり、1つの国土交通省という省の中での評価委員会の中でも、そういう分科会ごとの評価の視点が若干特色もあるということもございましたので、先日

の懇談会の中にもございましたけれども、横ぐしで評価を見ていく必要があるんじゃないかというような問題意識の元で、今年度の評価につきましてはそういう形で、各分科会での評価をベースにしつつ、省全体としての評価、横ぐしでの評価ということも行われていくことになっていくのではないかと考えております。

【委員】 そのほか、ご質問、ご意見。お願いします。

【委員】 質問なんですけど、この目標の細々目って、中期目標なのでしばらくこれって内容が変わらない——どなたに聞けばいいんでしょう、内容が細々目は変わらないまま5年ぐらいいくんでしたっけ。それとも、年度が変わったら変わる……。ここは変えたほうがいいんじゃないかと言って、変わるものなんですか。

【事務局】 評価調書をご覧くださいますと、中期計画の欄にあるような内容は、期間中は確かに基本的には変わりませんが、各年度の年度計画自体というのは、毎年度毎年度、改めてつくっていくものでございますので、中期計画に沿った形という枠ははまりますけれども、絶対変わらないというものではございません。

【委員】 例えばこの長い概要の案のところで、住情報提供業務、真ん中より下ぐらいのところで「セミナー等の参加者にアンケートを実施し80%以上から肯定的な評価を得る」、これ今までもありましたけど、何というんでしょう、この人を連れてきたらそれなりにアンケートの結果は悪くないだろうなという講師を連れてくれば、そうなると思うんですね。いや、そうだと思うんですね。

肯定的じゃなくても、参加されたセミナーの参加者が、ああ、知らなかったって思う視点がアンケートに反映……。すごく定性的な部分にはなりますけれども、毎回同じような、フラットにつながるような話ではなくて、何というんでしょう、せつかく機構さんがやるので、幅広い視点で幅広い住情報の提供を、こういう多角的な面でやってみたいな感じのほうで、目標としては。次の段階にもう入っていると思うんですね。あと、例えば今年であればフラットがちょっと注目度が高いじゃないですか。そうすると、先ほど申し上げたとおり、銀行さんは昔からローン付けやってますけど、モーゲージバンカーさんとかハウスメーカーさんでやっているところの温度差というか実務の差というのがすごく大きいと思うんですね。ある大手のハウスメーカーさんはほんとうにすごく最後までお客様をケアしていて、銀行さんよりもよくわかっていて、フラットを使いこなすようなアドバイスができていところもあれば、ネットと電話だけで完結というところだと、本当にお客様に説明し切れなくて、私のほうに相談に来られても、私はお金をもらってそれはできないの

で。そうなる、どこの部署がやるかわかりませんが、窓口金融機関に対してのトレーニングとかそのあたりのものというの、やっぱり次の段階として目標に入れていくといいんじゃないかと思うんですが。

**【事務局】** まず、この評価の全体のスキームとしましては、中期計画期間中に中期目標を大臣のほうから提示をしまして、それを実現するために中期計画を策定し、その中期計画期間内に各年度具体的にどういうことをやるかという年度計画をつくるという形とした上で、その年度計画がどれぐらい達成されているかを評価するという形になっております。

したがって、大枠としての中期目標あるいは中期計画を超えたものというのは、なかなか個別の項目に入れにくいものはあるんですけども、定性的に中期目標、中期計画に書いてあるものについて、それを具体的にどうやって実現していくかということについては、例えば年度計画でどうやってうまく書いていくか、それをどういうふうに評価していくかということになってくると思います。

それから、〇〇委員からの提案にもあった話なんですけれども、そうしますと数値目標が書いてあるものについては、その数値目標が達成されたかどうかだけが、ともすれば評価の指標になってくるんですけども、むしろ数値目標がどういう形で達成されたか、どういう取り組みをしたかということはこの評価の中でできるだけ反映できないかと思っております。そのためには、具体的にその数値目標を達成する、あるいは定性的な目標を達成するためにどういう取り組みがされたかということ、まず実績報告として上げていただきたいということで、今年度はかなりそういう形で支援機構のほうにはお願いをいたしました。

今回、我々の評価につきましても、単純に数値がどうだったかということだけではなく、その数値を達成するためにどういう努力をいただいているかということを中心に評価できないかということを書いております。

それから、中期目標、中期計画を超えたレベルの話、新たな取り組みとしてこういうことを積極的に取り組んでいるということ、これを何とか評価に反映できないかということにつきましては、先日の評価委員会の委員懇談会の中において、総合評価の項目の中でそういうことについて具体的に取上げて、評価をしていくというやり方もあるのではないかと、うご紹介をいただいております。

**【委員】** ありがとうございます。

【委員】 　　ちょっと補足をさせていただきます。前回、分科会長の代理で今ご指摘のありました懇談会に出席をしたのですが、そのときのニュアンスをお伝えしておきます。

　　まず、先ほど辛いとおっしゃったのは、そのとおりで、ほとんどがSというところがけっこうあるんですね。それで私は大いに驚いてしましまして、何で俺たちこんなにまじめにやっているんだろうかみたいな印象を受けるようなところすらあって、率直なところ、我々の目で見るとお手盛りじゃないのというようなところがあるんですね。それで我々はこれを数値化をして、今回AとかSになりましたが、これをさらに平均を出して、少数以下の数値まで出して、方向性としては、先ほどご指摘があったように、さらに、もっと言うところこれにウェイトをつけて、重く見るもの・軽く見るものまでやっていくというのが、最終的には民間がやっている査定のやり方だと思うので、そっちへ行くのかなと思っていたんですけども、率直なところ、我々、目盛りがものすごく細かくなっています、それに対して、ミリ単位で見ている人からメートル単位で見ている人ぐらいの幅があるものだから、その委員会のとりまとめ方の方向としては、全員センチメートルぐらいでやりませんかみたいな議論があって、どちらかというところ、これ、僕たちがやってきた方向性よりは後退しちゃっている節があるんですね。

　　ただ、じゃあ、それはどこから来ているかというところ、もっといい加減にやっている、今度は省があるんですね、国交省以外に。けっこう国交省なんかは見える形でやっているんじゃないかみたいな感じもあって、そうすると、もはやもう何だかよくわからないので、それはそれでしょうがない。やっぱり横ぐしに刺して調整しないといけないところはあるだろうと。これは私が受けた印象でございます。

　　ただ、もう1つそこで委員長のほうからご指摘がありましたのは、さはさりながら、各委員の意識は非常に高いし、それぞれの機関について大変深い理解を持ちながら、それぞれに工夫をしてやってこられているので、全体の評価の問題はそれとして、引き続き各分科会においてはさまざまな工夫を行って適正な評価をやっていっていただきたいということだったんです。

　　それから中期目標についても、時々受ける印象は、中期目標が非常に硬直的というか、それがある以上はその枠の中で評価をしていくんですかと、これも私がかねて疑問に思っておりましたので、委員長にもお伺いをいたしました。決してそういうことではなくて、分科会の中で創意工夫をされる場所もあっていいんですということでもございました。ただ、表現としてそれを書き込んで平均を取って点数にして上げるということをやると、そ

うしてないところと合わないところが出てくるので、それはそれで各分科会で工夫をしながら、最終的な総合評価にはそれなりの形でやっていってくださいと。

そういうことと言えば、提案でございますが、先ほどの〇〇委員のご意見も含めて、僕の受けた印象は、こういう項目について、来年に向けて目標の項目としてつけ加えるべき項目があれば、我々委員として積極的に例えば次回の27日に、来年に向けてはこういう項目を加えられてはいかがでしょうかというような、これはやっていけないとかということは全くないので、やったらどうかと思うんですね。それを、この中に入れるのか外枠で追加的項目とするのかというのは、規則はないので、そういうふうにしてより住宅機構がよくなっていけばよい話だと思いますので、やってはどうかと思います。

ただ、その評価ががちがちに最終評価にそのまま自動的に結びつくということではないんだというのが、恐らく私が——もし違っていたらご修正いただければと思いますが、その委員会で受けた印象でございました。

【委員】 事務局、よろしいでしょうか。

そのほか、いわゆる評価の一般論の話に入っていましたけれども、役所関連の評価というのはここだけじゃなくて、私も大学に勤めておりますので、評価というのは同じようなジレンマを抱えているという印象をもっております。評価の一般論の話を始めますと多分徹夜になってしまうのではないかと思います。そこで、今回の平成21年度の業務実績評価の案について、そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

時間も押しておりますして、いろいろ皆様おっしゃりたいことは山のようにお持ちだと思いますけれども、本日の分科会はこれで閉会をしたいと思います。

なお、国民の皆さんのご意見の募集にかけます評価調書の(案)の内容につきましては、分科会長代理であります私にご一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。

それから、次回の分科会におきましては、委員の方々のご意見及び国民の皆様からお寄せいただきましたご意見を反映して修整いたしました評価調書(案)を作成して、それを委員の皆様にお諮りしたいと思っております。今回もいろいろ意見をいただきましたけれども、そのほか言い足りなかった等々という委員の皆様のご意見等につきましては、会議終了後、事務局のほうから様式をメール及びファクスでお送りいたしますので、7月9日、

少々時間が押しておりますけれども、金曜日までに事務局までご連絡をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日の議事は以上でございます。

それでは、議事進行については事務局にお返しをいたします。

**【瀬口民間事業支援調整室長】** 本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。本日の審議内容等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りをいたしまして、公表することとさせていただきたいと存じます。

次回の第12回の分科会につきましては、7月27日火曜日の10時から開催させていただく予定です。場所につきましては追ってご連絡をさせていただきます。議事は21年度の業務実績評価について、及び、役員の退職金に係る業績勘案率について等を予定いたしております。詳細につきましては、後日事務局よりご案内を申し上げます。

以上をもちまして第11回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —